

野村証券  
フィデューシャリー・マネジメント部  
高松 博之

### 社会保障審議会企業年金部会～制度見直しに関する議論の動向

現在開催中の企業年金部会においては、「DBとDCのイコールフィッティング」や「個人型DCの拡充」などの見直し案が提示されています。「公的年金と私的年金を組み合わせる」という考え方に沿ったものですが、過去の経緯を踏まえた慎重な検討も必要だと考えます。

#### 企業年金部会での議論の状況

社会保障審議会企業年金部会で企業年金制度見直しに関する議論が行われています。

この部会は、昨年の10月に設置され、当初は厚生年金基金制度改正に関連するテーマが取り上げられていました。その後、6月以降は「企業年金制度の現状確認」・「関係団体からのヒアリング」・「制度見直しに関する議論」という順序で

審議が行われてきました(図表1)。

図表1で色をつけている部分は、企業年金の制度論の課題に関する議論が行われた開催日を示しています。

まず、今年の7月の第7回会合で課題の整理が行われました。その後、9月以降は、月2回のペースで部会が開催され議論が行われています。厚生労働省によると、「年内又は年明け早々に

図表 1: 今までの企業年金部会の開催状況

	開催日	主なテーマ
第1回	2013.10.29	
第2回	2013.12.18	厚生年金基金制度改正の政省令事項等の検討 特例解散等の手続き、第三者委員会の設置等の検討
第3回	2014.3.18	
第4回	2014.6.4	企業年金制度の現状等について
第5回	2014.6.30	
第6回	2014.7.4	関係団体からのヒアリング
第7回	2014.7.25	検討課題の整理
第8回	2014.9.11	柔軟で弾力的な給付設計、中小企業向けの取組
第9回	2014.9.30	一般企業向けの取組
第10回	2014.10.14	一般企業向けの取組、ライフコースの多様化への対応
第11回	2014.10.31	ライフコースの多様化への対応
第12回	2014.11.18	確定拠出年金における運用について
第13回	2014.12.15	確定拠出年金における運用、企業年金のガバナンス

(出所) 厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

#### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

は報告書を取りまとめ、必要に応じて来年の通常国会へ法案を提出する予定」とのことです。

以下では、今までの議論の中から、特に影響が大きいと思われる項目を取り上げて解説したいと思います。

### 中小企業向けの取組、弾力的な給付設計

今年の4月に施行された「厚生年金基金制度の改正法」の影響で、厚生年金基金数は大幅に縮小する見込みです<sup>1</sup>。総合型の厚生年金基金は中小企業から構成されているケースが多いため、基金解散後の受け皿となる「中小企業向け年金制度の見直し」は、喫緊のテーマだと言えます。

企業年金部会では9月の第8回部会でこのテーマが取り上げられました。この場では、「中小企業がDB・DCを導入しようとする場合、手続き等に係る事務費用の問題など、重い費用負担が困難な中小企業特有の課題がある」という問題意識から、その対策としてのDB・DC制度の見直し案が提示されています(図表2)。

DBについては、現在、生保会社が中小企業向けに提供している受託保証型DBの手続きを更に緩和することが提案されています<sup>2</sup>。また、生保以外の金融機関に拡大することも検討課題とされています。

また、DCについても事業主の負担軽減の観点から、「投資教育の共同実施」・「簡易型DCの導入」・「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度<sup>3</sup>」が提案されています。

なお、第8回部会では中小企業向けの取組の他に「柔軟で弾力的な給付設計」についても議論され、DB・DCそれぞれについて「弾力的な給付設計の導入」の方向が提示されました。

### DBとDCのイコールフィッティング

第9回の部会では、一般企業向けの取組として、DB・DCの制度改正案が厚生労働省から提示されました。中でもDBの改正案は、現在までの企業年金部会での議論中で、年金関係者が最も驚いた部分だと思えます。

図表 2: 中小企業向けの取組

	見直しの方向性	狙い
DB	受託保証型DBの手続き緩和	更なる受託保証型DBの普及
DC	中小企業向けDC制度の導入 ①投資教育の共同実施 ②シンプルな中小企業向けDC制度(簡易型DC)の導入 ③個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の導入	DCに関わる負担の軽減

(出所)厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

<sup>1</sup> 厚生労働省の資料によると、10月末現在の基金数は494であり、そのうち377基金は「解散または代行返上内諾済」である。ちなみに、3/13時点では534基金が存在していた。

<sup>2</sup> 生保会社が提供している受託保証型DBでは、将来にわたり、積立不足が発生しにくい制度であることを条件に、簡易な事務手続きが認められている。

<sup>3</sup> 個人型DCに加入している従業員に対して、事業主が追加で拠出できる仕組みのこと。

### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表 3: DB・DC 制度の見直しの方向性

	論点	現行		見直しの方向性 (DB・DC共通)
		DB	DC	
拠出時の 仕組み	拠出限度	なし	有り	DBとDCの合計で拠出限度を設定
	拠出限度額の 設定方法	—	定額	給与に対する一定割合として設定
給付時の 仕組み	支給開始年齢	50歳以上	60歳以上	65歳を基本としつつ、60歳以上から 支給開始可能とする。
	支給開始年齢到達前 の中途引出	制限なし	原則、不可	原則として不可。 ただし、一定水準減額することを 条件に中途引出を認める。
	加入可能年齢	70歳まで	60歳まで	70歳まで

(出所)厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

図表3は、特に影響が大きいと思われる論点について、現行の取り扱いと見直し案を比較したものです。

この表の「見直しの方向性」の欄をご覧頂くと分かるように、DB・DC共通の内容となっています。背景にある考え方は「DBとDCのイコールフィッティング」、つまり「DBとDCの扱いを同じにする」ということです。

この考え方を背景にして見直しの方向性が打ち出されたため、DB側から見ると従来に比べて制度の制約条件が厳しくなっています。特に、関係者が驚いたのが、「掛金拠出の限度をDBとDCの合計で設定する」と「支給開始年齢到達前の中途引出は原則として不可とする」点です。

従来、経済界等が要望していたイコールフィッティング論は、「掛金の拠出限度や中途引出に関するDCの制約をDB並みに緩和して欲しい」というものでした。しかしながら、厚生労働省から提示された見直し案は、「現在は制約が緩いDBについて、制約を厳しくする」という内容です。そのため、多くの年金関係者は驚いた次第です。

今回の見直し案を、DB側の立場から考えてみ

ましょう。

まず、掛金の拠出限度が設定される点の影響は、その水準次第だと言えます。ある程度、大きな枠が設けられるのであれば、多くのDB年金では問題にはならないかもしれません。ただ、年金運営の実務を考えると、特別掛金の扱いは気になります。

特別掛金は再計算時に見直しをされ、不足金がある場合は引上げが必要になる場合もあります。しかし、特別掛金も限度枠に含めるということであれば、その制約のために年金財政上必要とする掛金を設定できないということになりかねません。ただし、特別掛金は限度枠には含めないということであれば、問題は生じません。厚生労働省が特別掛金の取り扱いについてどのように考えているかが注目されます。

掛金拠出限度よりもさらに影響が大きいと思われるのが、「支給開始年齢到達前の中途引出」を「原則として不可」とする点です。企業従業員の立場で考えると、「仮に支給開始年齢(多くの場合は定年年齢)前に中途退職した場合は、一時金での受け取りができない」ということとなります。

#### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

わが国では、退職一時金制度の全部または一部を企業年金に移行したという制度が多くを占めています<sup>4</sup>。従って、DB制度の場合は、退職金制度から年金制度に移行した後も、一時金での受取が従来通り可能です。

一般に、従業員の退職一時金に関するニーズは根強いものがあります。例えば、住宅ローン等の負債の返済に退職一時金を利用している人は数多くいます。これは中途退職であっても同様です。従って、今回の見直し案のように、DCもDBも中途退職時は一時金での受取ができないということになれば、「企業年金制度と従業員のニーズのミスマッチが大きくなるのでは？」と懸念します。

企業の立場で考えれば、企業年金制度が従業員ニーズと合わないのであればDB制度を廃止して退職一時金制度に戻すという選択肢もあります。仮にそういう選択をする企業が増加するのであれば、「企業年金の普及・拡大」という観点からは逆行することにもなりかねません。

なお、ここまで述べた見直し案は、第8回の部会で提示されたものですが、第11回の部会では

厚生労働省から「継続的な議論が必要であることから、来年度以降改めて企業年金部会で検討する」という方針が示されました。つまり、「DB・DCのイコールフィッティング」に関しては、来年度以降の継続検討課題ということになります。

### 個人型DCの加入可能範囲の拡大

第10回及び第11回の部会では、「ライフコースの多様化への対応」がテーマとして取り上げられ、「個人型DCの加入対象拡大」という方向性が打ち出されました。これは、従来は個人型DCに加入できなかった主婦や公務員、および民間サラリーマンのうち企業年金加入者も個人型DCへの加入を可能とするというものです(図表4)。

背景にある考え方は、厚生労働省の資料から引用すると、「個人の自助努力を支援する観点から、(個人型DCの)更なる普及が必要」であり「現行で個人型DCに加入が認められていない第3号被保険者、企業年金・公務員等共済加入者のあり方や拠出限度額のあり方について検討が必要」というものです。

図表 4: 個人型 DC の加入対象拡大

	被保険者数	個人型DCへの加入	
		現行	見直し案
第1号被保険者	自営業者等	1,864万人	加入可能
第2号被保険者	民間サラリーマン(企業年金なし)	3,472万人	加入可能
	民間サラリーマン(企業年金あり)		加入不可
	公務員	440万人	加入不可
第3号被保険者	専業主婦等	960万人	加入不可

(注) 被保険者数は平成25年3月末現在

(出所) 厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

<sup>4</sup> いわゆる「内枠方式」である。退職一時金の上乗せとして企業年金を導入する場合は「外枠方式」である。

#### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

この見直しを実現すれば、そのインパクトは非常に大きいものと思われます。

図表4にあるように、平成25年3月末時点で専業主婦が960万人、公務員は440万人います。また、民間サラリーマンのうち企業年金がある方の数は全体の4割程度、つまり1,300万人程度と推測されます<sup>5</sup>。合計すると約2,700万人程度の人々が新たに個人型DCへの加入が可能となります。

個人型DCの加入者数は、平成25年度末で18万人に過ぎませんが、加入限度額等が魅力的な水準に設定されれば、今後市場が急拡大する可能性もあると考えます。

なお、加入限度額の設定に関し、部会では「全ての加入者共通の拠出限度額として月額2万円程度、第1号被保険者や企業年金に加入していない第2号被保険者についてはその2倍程度(月額4万円程度)」という案が例示されています。

また、この見直し案に合わせて、厚生労働省からは「個人拠出の仕組みである企業型DCのマッチング拠出については、同じく個人拠出の仕組みである個人型DCに整理・統合」という方向も打ち出されています<sup>6</sup>。

## おわりに

以上で見たように、企業年金部会の議論は多くの関係者を驚かせる内容を含んでいます。ただ、改めて全体の内容を振り返ると、大きな考え方が背景にあるものと思われます。

課題の整理を行った第7回の資料の冒頭に、「課題設定の視点」がまとめられています(図表5)。この表の下線を付した部分には、「公的年金の給付水準調整」・「公的年金と私的年金を組み

<sup>5</sup> 第10回社会保障審議会企業年金部会 資料2の21ページに基づく

<sup>6</sup> ただし、この案については、部会の委員から「すでにマッチング拠出を利用している人に不利益とならないよう、経過措置を求める」という意見が出された。

### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表 5: (企業年金部会の)課題設定の視点

○ 老後所得保障の柱である公的年金制度は中長期の給付水準調整を予定。また、働き方の多様化が進む中で、個々人のライフスタイルに合わせた老後の生活設計を支える仕組みが必要。

○ 諸外国でも、公的年金制度の財政的課題や働き方の多様化に対応し、公的年金と私的年金を組み合わせて老後の所得確保を図る方向で制度改正を行う流れ。

○ 我が国の企業年金等については、こうした視点をベースに、企業年金2法成立時からの状況変化、厚生年金基金制度の見直し等を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応すべき、全体的な見直しを行う時期。

(注)下線は筆者によるもの。

(出所)厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

合わせて老後の所得確保を図る方向」という表現がありますが、部会に提示された案はこういう考え方を反映したものと思われます。

例えば、DBの中途引出を不可とするのは、「公的年金と私的年金を組み合わせて老後の所得確保を図る」という考え方に沿ったものと言えます。中途での一時金引出を容認すれば、老後の所得確保は困難になるからです。

「DBとDCのイコールフィッティング」という考え方も同様です。「老後保障のための私的年金」という枠組みで考えれば、DBとDCに差を設けるのは合理的ではありません。個人型DCの拡充も同様です。

しかしながら、「退職一時金からの移行をベースにしてDB年金が普及・拡大してきた」という過去の経緯を踏まえると、今回の見直し案には「性急すぎるのでは」という感想を持たざるを得ません。やはり、DB年金に対する企業や従業員のニーズを踏まえた、慎重な議論が必要ではないかと考えます。

弊誌の記事はバックナンバーも含めてホームページでご覧頂けます。  
当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。  
ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

**編集:** 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、  
野村資本市場研究所、野村総合研究所

**発行:** 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター  
(年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2  
アーバンネット大手町ビル

**TEL:** 03 (6703) 3991

**FAX:** 03 (6703) 3981

**Email:** [nenkin@jp.nomura.com](mailto:nenkin@jp.nomura.com)

— 次号のお知らせ —

次号は

**1月13日(火)**

発行予定です。

#### 野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

## 野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合は、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会